

ちくし 法律事務所

The guardians of Rights

2021 SUMMER NEWS



Diva Keisuke Ohba ©

「歌姫…」

ペーパースクリーン版画 大場 敬介

わが事務所でいまよく読まれている本があります。もと最高裁判事であつた山浦善樹さんが書いた『お気の毒な弁護士』(弘文堂)。座右の書になりました。山浦さんは異色の経歴、銀行勤務ののち司法試験をめざし、1983年11月以来ずっと東京の片隅で「マチ弁」をしています。「マチ弁」で最高裁判事になつたのは山浦さんが初めて。

「マチ弁」とは、マチの弁護士、目の前にいる依頼者(市民)の不安を取り除き、少しでも良い生活ができるよう支援するという姿勢で仕事をする弁護士のこと。「お気の毒な」というのは、知り合いの和尚から賜つた一言。はじめは意味がわからぬ、でもマチ弁として奮闘するなかで悟つた意味は「身を粉にして社会に奉仕しなければならない、お気の毒な仕事」。

わが法律事務所は、山浦さんに遅れると半年、やはり愚直に「マチ弁」をやつてきました。最高裁からお声がけは期待していませんが、みなさまのお声がけ待っています!



弁護士

浦田 秀徳

Hidenori Urata

寄稿

「大災害と祭り」

森 弘子
Hiroko Mori

プロフィール
京都女子大学文学部卒
卒業と同時に太宰府天満宮文化研究所研究員となる
九州大学にて博士(人間環境学)号取得
(財)古都大宰府保存協会文化部長・
事務局長、太宰府市教育委員、太宰府市史編集委員などを経て
現在、福岡県文化財保護審議会委員、
筑紫野市文化財保護審議会委員長など
県下自治体の文化財保護行政と歴史
まちづくりに携わる
平成25年「社会教育功労者」として、
29年「地域文化功労者」として文部科学
大臣表彰を受ける
主な著書
・太宰府発見—歴史と万葉の旅(海鳥社)
・西高辻信貞
—わがいのち火群ともて(太宰府天満宮)
・祈りの山宝満山(海鳥社)
・さいふまいり
—太宰府天満宮への道すがら(海鳥社)
・大宰府と万葉の歌(海鳥社)

七月十五日早朝、私の実家辺りは大変な人の渦に巻き込まれる。

オッショイ!! オッショイ!! という声が段々近づいてきて、やがてウオーというひとかたまりの大歓声が廻り止めになだれ込む。下から二階にいる人に向かって「何分? 何分?」と大声で問いかける。壁面に「三分二十五秒」などとタイムを書いた札が掲げられる。再びウオーという歓声、拍手。

でも、今年はこの興奮の渦の中に、私はいることができない。去年に引き続き今年も、新型コロナウイルスの流行によって、追い山笠は中止されたのだ。

そもそも博多祇園山笠は、仁治二(三)四年、疫病が流行した時、承天寺の聖一国師が施餓鬼棚にのつて博多の町中に祈祷水を撒いてまり、疫病を鎮めたのが起源とされる。京都の祇園祭をはじめ全国の祇園系の祭りは、夏に都市に蔓延する疫病退散が祭りの本旨なのだ。

古くからの人々の祈りの伝統は、「迷信」

と切り捨てられてしまうのだろうか。

でもそれではなじと、今年は疫病退散を願い、飾り山笠だけは各流に建てられる。国的重要無形民俗文化財に指定された博多松囃子も、昨年はお披露目ができず残念な思いだったが、今年は万全の対策をして

「祝うたあ!!」の声が、博多のビルの谷間に響いた。博多のオイシャンの心意気だ。

こうして、元気な町、元気なお祭りは良い。しかし……。

私は今、福岡県下の祭・行事の悉皆調査をする仕事をしている。昨年から、あの行事もこの行事も中止、あるいは規模を縮小しているので全く満足な調査はできていない。過疎地だつたりすると、このまま無くなってしまうのではないかと危惧される祭りがいっぱいだ。

東日本大震災の折には、津波の爪痕遺る海岸に、いち早く甦った神輿や法被を着た人々の姿があつた。祭りは、人々の絆を深め、復興に向けてのエネルギーとなつた。

コロナも、今、日本を襲う大災害だ。十年



寄稿

「持続可能な社会へ向けて」

株式会社ユーニティ
代表取締役

高谷 幸一
Kouichi Takaya



索しましたが、若い方々にはなかなか人気がありませんでした。この時代まだまだ元

気に働く意欲のある高齢者に活躍の場を提供するのも弊社の社会貢献と思い、より働きやすく長く続けられる環境作りを進めて

先日国勢調査の速報値が発表され、1億2622万人で前回の調査に続き人口減少となりました。

その中で福岡都市圏は人口増加となつてはいますが、出生率の低下に伴い少子高齢化が進んでいます。何年かはまだまだ都市としての発展性は続いていくでしょうが、その先の高齢化の影響は深刻なものが予想されます。

弊社は警備業を営んでおります。その中でも工事現場やイベント開催時の交通誘導を主業務としており、100名ほどの警備員が日々の業務で屋外で活動してくれていますが、その6割が60歳以上の高齢者です。若返りを図らねばと一時期は色々と模

しかしながら、昨今の気候変動の異常さ、夏場の異常気温の続出は、屋外で働くには非常に厳しい環境となつております。私が若かった頃（昭和の時代）は部活動中に水分を取ることは御法度とされていましたが、今は熱中症対策の為水分のこまめな摂取が叫ばれるほどです。これは警備員だけでなく、社会のインフラを整備する建設業等の従事者の減少に繋がっています。災害の多発化もあり、これらの地域住民の生活に支障をきたす可能性があるため、SDGsの考え方を取り入れた暮らしや企業活動を行うこ

とが、今後ますます必要になってきます。

ちくし法律事務所の浦田弁護士との出会いは、中小企業同友会の中でした。昨年から同友会の顧問弁護士に就任いただいたことで、会外との事や会内の規約の整備等で打合せをさせていたたく機会が増えました。特に会外との事では、打合せの際に、

まず会としてのスタンスをどのように考えるかという点から整理していただき、その後に基づいた対処方法をご提示いただきました。そこで、しっかりととした対処を行う事ができました。浦田弁護士の依頼人に寄り添うお

プロフィール

1966年6月 長崎県雲仙市生まれ
高校まで熊本、その後福岡で育つ。
5年間のサラリーマン生活を経て
(株)ユニティを事業承継し、
2019年4月より

福岡県中小企業同友会代表理事に就任。



弁護士 向井 悠人
Yuto Mukai

ました。

今年5月に、建設アスベスト訴訟の最高裁判決が出ました。結果は、「国・建材メーカーに勝訴」でした。

アスベストはかつて難燃材として、建物に大量に使われていました。発がん性があり極めて危険であることが明らかとなつてからも、国とメーカーは一体となつて、アスベストの建材を販売し続け、史上最大の職業病被害を生み出しました。その責任を追及したのが建設アスベスト訴訟です。

国とメーカーの責任を認めさせるために乗り越えなければならぬ難点がいくつもありました。たとえば、メーカーの責任については、どのメーカーの製品が、どこの方の病気を発症させたのか分からぬといふ難点がありました。真犯人は、メーカーの中にいることは間違いないのですが、そのメーカーがたくさんあります。発症するのは何十年もたつたのちで、自分の病気を発症させた真犯人が全く分からないのです。そのため、裁判所は、各メーカーの責任を明らかにすることができないでい

ました。また、国の責任は、アスベスト建材の作業を規制しなかつた責任ですが、規制の根拠となる法律には、「労働者」のために規制をする、としか書かれていました。建設業界に多い「自営の作業者」は法律の保護の対象から外れているので、「自営の作業者」がアスベストを吸つて中皮腫や肺がんとなつても責任はない、と、国は言い逃れの主張をしていました。裁判所も、この国の主張を受け入れ続けていました。「自営の作業者」は、「雇われて働いている「労働者」と全く変わらない仕事をしているのに、同じアスベストを吸つて同じ病気になつても、その被害は救済されないと、いう不当な判断が相次ぎました。

弁護団は、これらの困難な壁を打ち崩すために闘い続けました。集団訴訟の闘いでは「被害にはじまり、被害に終わる」と言われています。今回の訴訟でも、アスベストの肺がんで亡くなつてしまつた方の遺族は、乗り越えなければならぬ難点がいくつもありました。たとえば、中皮腫で、あつという間に父の命を奪われてしまつた家族の悲痛な喪失感。筆舌に尽くしがたい被害を裁判において繰り返し訴え続けました。私自身、ご遺族の訴えを法廷で聞きながら、涙が止まらないこともよくありました。

の作業者」も等しく被害が救われるために、明治以来の法律・制度に関する膨大な文献・資料を収集・調査・分析しました。これらの調査分析をもとに、粘り強く国・メーカーの責任を訴え続けました。私自身も、裁判官に対して、「これ以上不当な判断をするな」と訴えました。弁護団のこれらの地道な実践によって、当初の不当判断を逆転させ、最高裁での勝訴につなぐことができました。

そして、この判決をきっかけとして、「建設アスベスト被害給付金法」が制定され、この立法によつて、被害者の方々は、訴訟をしなくとも、賠償を受け取ることができ、救われることになりました。

私は、最高裁で「国・建材メーカーに勝訴」の旗がかかる、それを見たご遺族の方が、「勝った」「これでやつと墓前で良い報告ができる」と泣きながらおっしゃつている姿を見て、弁護士になつて良かったと心から思いました。起きてしまつた被害や悲劇を見て見ぬふりをして放置してしまえば、社会は何も変わらず、ふたたび同じ過ちを繰り返してしまいます。アスベスト被害のような悲劇を繰り返してはならないと強く思います。私はこれからも、ちくし法律事務所の弁護士として、社会に向き合い、立ち向かってまいります。

また、メーカーの責任を追及するため、膨大な資料の中にわずかに点在するアスベスト製品の販売状況に関する記載などを集め、調査し、分析しました。さらに、「自営

コロナがおさまったら やりたいこと!!

登山を兼ねた 温泉旅行に行きたい!

疲れた身体を温泉で癒やし、
美味しいご飯と地酒を呑んで
まつりしたいです(矢野)

ライブやコンサートに 早く行きたい。

幸せと熱気のあふれる非日常なあの空間で
ワーワーキャーキャー言って楽しみたい!!(吉田)

海外旅行に行きたいです。

3泊4日くらいならその気になれば
いつでも行けるよね~と思っていたらこんな事態に。
やっぱり何事も先延ばしはダメですね。(堀下)

友人とドライブに行きたい!

気兼ねなく大声でうたったり、
大笑いしながらおしゃべりできる
日が来ますように。(原田)

遠方の友人に 会いに行きたいです。

今まで長期休みに入れば
当たり前に会えていたはずなのに…
はやく何も気にせず思いっきり遊びつくしたい!(東)

やわらかな木漏れ日、木々を渡るそよ風、
小鳥のさえずり、清流のせせらぎ、溢れる湯…
あ～温泉行きた～い。(入江)

友達や遠くにいる親族そして事務所のみなさんと
**れいれいお酒を飲みながら
楽しい時間をすごしたい!**

あー早くマスクがない生活に戻りたい。(柴田)

石畳の道に面したカフェ。

キンキンに冷えた黒ビールに仲間の笑顔。
きれいな夕日が見える。
さあ、楽しい時間の始まりです☆(行田)

国内、国外問わず旅に出たいです。

最近読んだ原田マハの小説
「ハグとナガラ」さながらに
友達と旅行したいな~。(藤)

家族、友人、職場の皆さん食事に行ったり、 旅行をしたり…

コロナ前の何気ない日常生活の
有難みをひしひしと感じます!(佐々木)

花火大会や秋の芋掘り、北海道の氷瀑祭りと、

季節を感じて楽しめる イベントに行きたいです!

皆でわいわい集って笑って
そんな日々に戻りますように!(太田)

セミナーのご案内

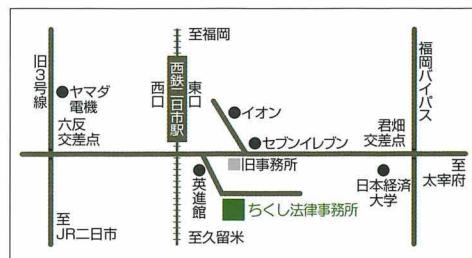
ちくし法律事務所では、平成23年秋から「セミナー」を定期的に開催しています。
身近で生活に役立つ法律のお話を、ちくし法律事務所の弁護士がわかりやすく解説いたします。
私たちとともに、おとの手習いはじめてみませんか?

どなたでも参加でき、受講は無料です。事前の予約も必要ありません。お気軽にお越し下さい。
2021年度後期の日程や会場は次のとおりの予定となっております。

- ①2021年 9月 2日(木)19時～ 大野城市・まどかびあ 弁護士森俊輔による「憲法の学び直し～あなたの幸せの守り方～」の講座
- ②2021年11月10日(水)19時～ 筑紫野市・生涯学習センター 弁護士田中謙二による「相続に関する法律知識」の講座
- ③2022年 1月12日(水)19時～ 太宰府市・いきいき情報センター 弁護士富永悠太による「相続に関する法律知識」の講座
- ④2022年 3月16日(水)19時～ 大野城市・まどかびあ 弁護士向井悠人による「交通事故に関する法律知識」の講座



ちくし法律事務所 CHIKUSHI LAW OFFICE



Tel 092-925-4119
Fax 092-925-4127
URL <http://www.chikushi-lo.jp/>